

山梨県公報

号外第六十七号

平成二十三年

八月八日

月 曜 日

目次

規 則

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第二十五号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年八月八日

山梨県知事

横 内 正 明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の表市町村課の項第一号中21及び22を削り、23を21とし、同号24中「(第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同号中24を22とし、25から28までを23から26までとし、29から32までを削り、33を27とし、34を28とし、35を削り、同項第二号中7を削り、6を7とし、2から5までを3から6までとし、1の次に次のように加える。

2 第九十一条第五項(第二百一十一条において準用する場合を含む。)(の規定による資格制限事由に該当するに至つた旨の告示

別表第二の三の表市町村課の項第二号8中「第二百九十一条の三第一項」を「第二百一十條第一項」に改め、同号9中「第二百九十一条の三第二項」を「第二百一十條第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番